

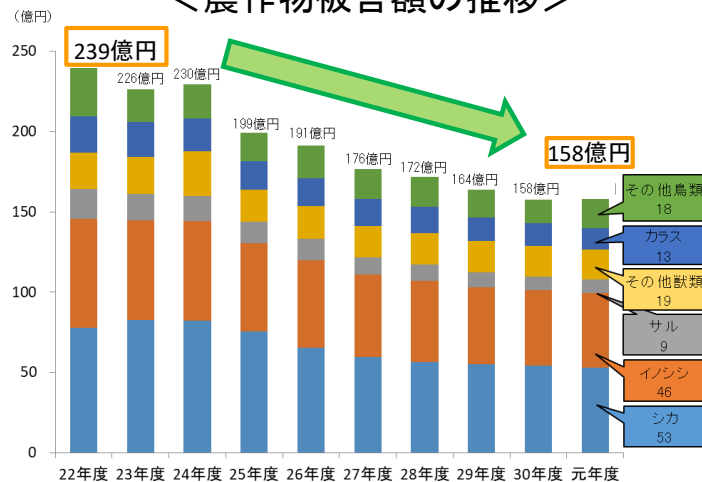
鳥獣による農林水産被害の現状と対策について

令和3年3月15日
農林水産省

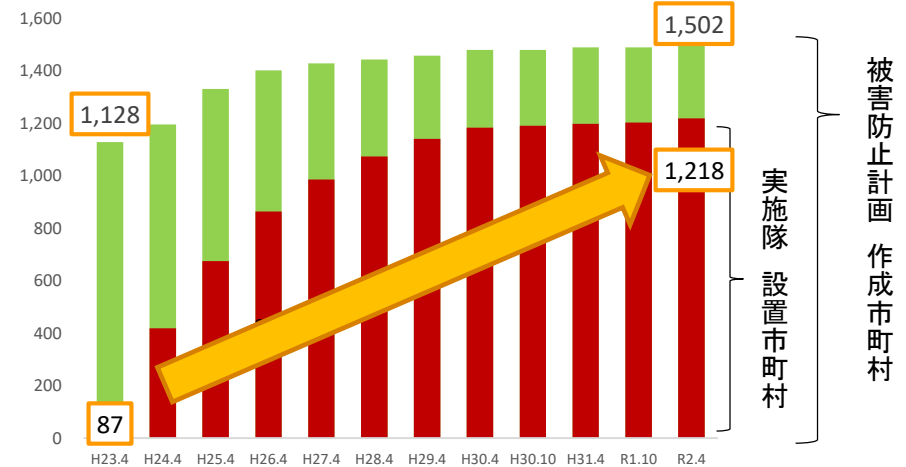
鳥獣被害の現状及び対策の取組

- 全国の野生鳥獣による農作物被害額は、令和元年度が158億円であり、近年は減少傾向で推移。ただし、直近では減少のペースが鈍化。また、シカ等による林業被害や、カワウ、トド等による水産被害も発生。
- 鳥獣被害防止特措法に基づく、被害防止活動を担う「鳥獣被害対策実施隊」を設置済みの市町村数は増加。一方、実施隊員の62%が60歳以上であるなど、体制の強化が課題。
- 令和3年度からは、捕獲サポート体制の構築等も支援対象にする等、鳥獣被害防止総合対策交付金による総合的な支援を拡充。

＜農作物被害額の推移＞

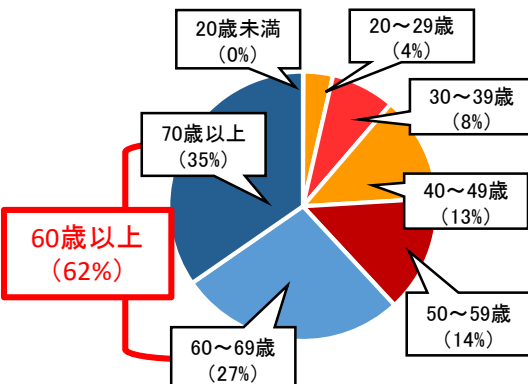


＜被害防止計画・実施隊を設置する市町村数＞

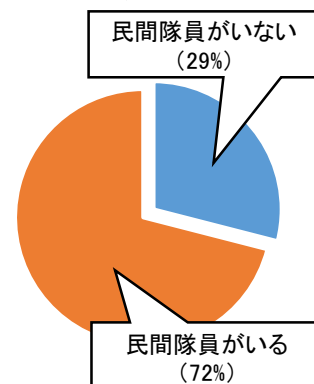


＜鳥獣被害対策実施隊の隊員構成（令和2年4月末時点）＞

（実施隊の年齢構成）



（民間隊員の有無）



【鳥獣被害防止総合対策交付金（令和3年度概算決定額110億円）】

・市町村が作成する被害防止計画に基づく取組に対して総合的に支援

- ① 侵入防止柵の整備
- ② わなや檻などの導入、追払い活動や緩衝帯の整備、ICTを活用したスマート捕獲等の取組
- ③ 捕獲活動経費に対する直接支援 等

・R3 新規メニュー：捕獲サポート体制の構築支援
 農業者や農業関連団体、地域住民等で構成される
 捕獲サポート体制の構築を支援



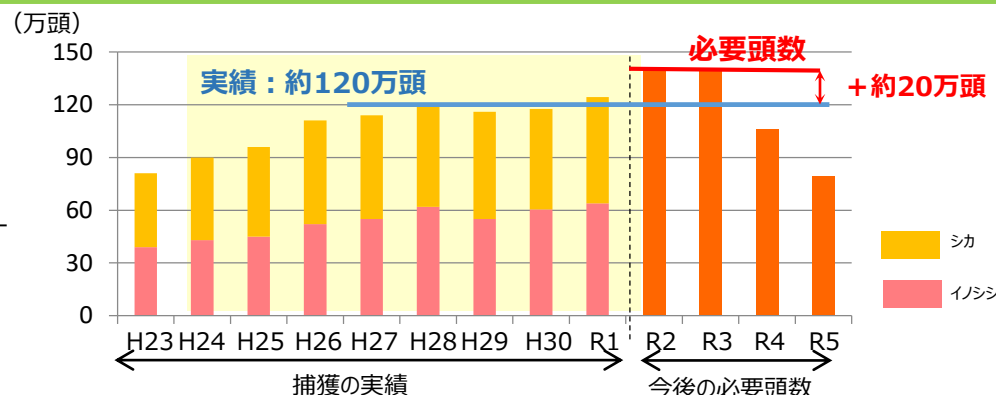
捕獲の抜本的な強化に向けた集中捕獲キャンペーン

- 鳥獣被害の一層の低減のため、シカ・イノシシを半減させる目標を設定しており、この達成に向けては直近で年間約20万頭の捕獲の上積みが必要。
- このため、環境省及び各都道府県と連携し、本年度秋からの狩猟期の捕獲を「集中捕獲キャンペーン」と位置づけ、捕獲を抜本的に強化。

1. 全都道府県の捕獲目標の設定・見直し

○ニホンジカ及びイノシシについて、半減目標の達成に必要な頭数が捕獲されるよう、全都道府県で捕獲目標の設定・見直しを実施。

⇒全国で捕獲の実績から、約20万頭を上積み

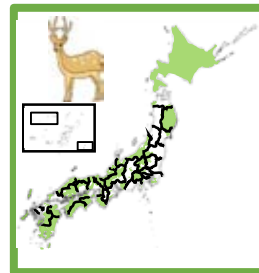


2. 都道府県ごとの捕獲強化エリアの設定

○被害防止に重要な地域や、捕獲頭数が足りていない地域について、市町村や隣接県と調整の上「捕獲強化エリア」に設定。

⇒シカ、イノシシそれぞれの捕獲強化エリアを設定

シカの捕獲強化エリア



イノシシの捕獲強化エリア



秋からの狩猟期を「**集中捕獲キャンペーン**」と位置付けて
全国各地で捕獲を抜本的に強化

捕獲頭数は対前年で約14%増加(12月までの速報値)
(シカ:約22%増加、イノシシ:約8%増加)



冒険者

イラスト: 緑山のぶひろ
©Nobuhiro Midoriyama



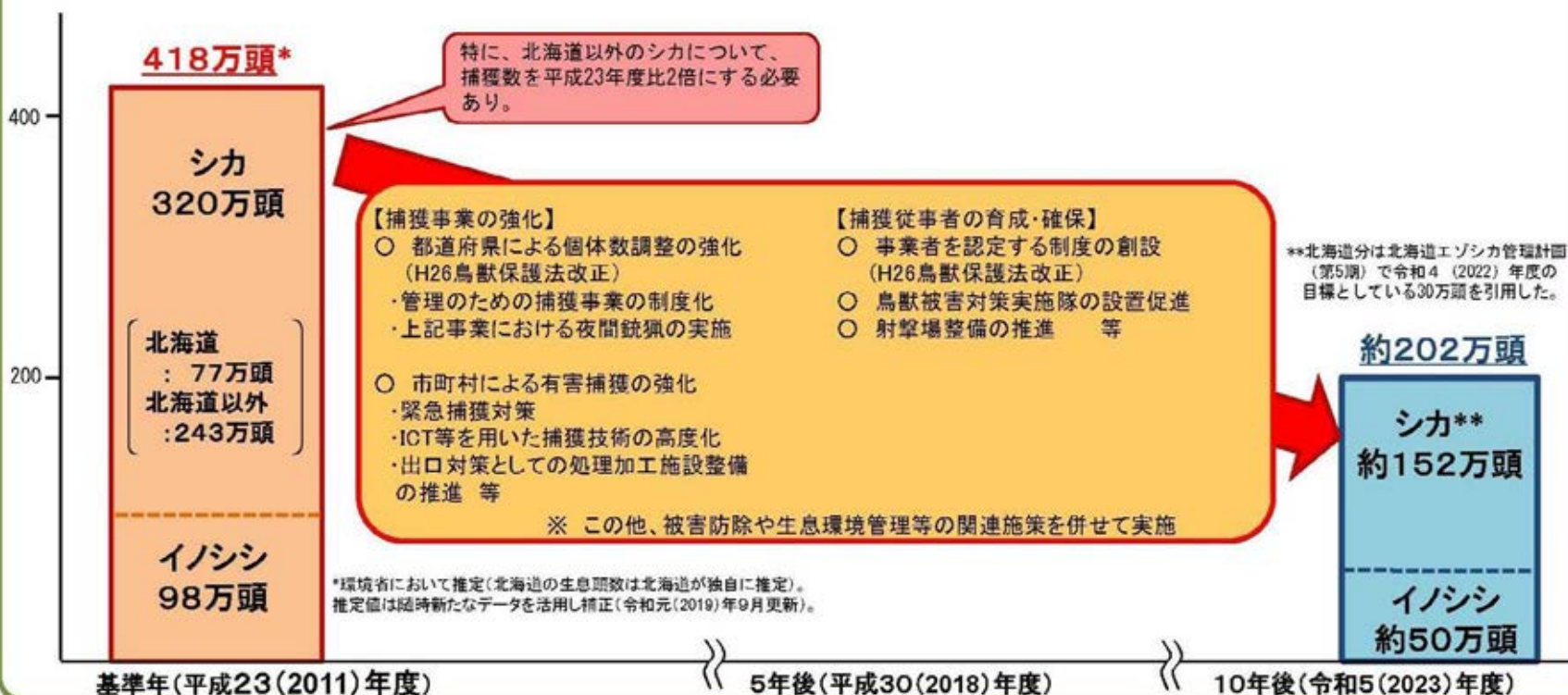
(参考) 抜本的な鳥獣捕獲強化対策（平成25年12月 環境省・農林水産省策定）概要

- 生態系や農林水産業等に深刻な被害を及ぼしているシカ、イノシシ等の野生鳥獣について、抜本的な捕獲強化に向けた対策を講じることとし、当面の捕獲目標（全国レベル及び都道府県レベル）を設定。シカ、イノシシの生息頭数の10年後までの半減を目指す。
- 捕獲目標達成に向けて、①鳥獣保護法見直しによる新制度導入や規制緩和等、都道府県等の捕獲活動の強化（環境省）、②鳥獣被害防止特措法に基づく市町村等の捕獲活動の強化（農水省）等の捕獲事業を実施。
- 捕獲強化に必要な従事者の育成・確保に向けた、①鳥獣保護法見直しにより捕獲を専門に行う事業者の認定・育成（環境省）、②鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊を早急に1000に増加させることや射撃場の整備（農水省）、等の実施により、捕獲目標達成に向けた事業の展開を後押し。
- このほか、被害防除や生息環境管理等の施策を併せて推進。

【抜本的な鳥獣捕獲強化対策 イメージ】

当面の捕獲目標

シカ・イノシシの生息頭数を10年後までに半減



注）ニホンザル、カワウについても、それぞれ別途、加害群半減に向けた被害対策強化の考え方を策定（平成26年4月）。

野生動物管理の専門人材の育成に向けた検討

- 野生動物による農作物被害の軽減や野生動物の適切な保護管理を推進するため、野生動物管理学、生態学、動物学、植物学、被害防除、森林管理、狩猟等の多様な分野の専門的な知見を有する野生動物管理の人材が不可欠。
- 環境省及び大学等と連携して、「野生動物管理教育プログラム検討会」を設置し、多様な分野の専門的知見を有し、計画立案・調査分析・実践等を担い得る人材を育成するために必要なコア・カリキュラムを検討。

野生動物管理教育プログラム検討会

「人口縮小社会における野生動物管理のあり方」(令和元年8月 日本学術会議)を受け、令和2年度に農林水産省、環境省及び大学等により「野生動物管理教育プログラム検討会」を設置。

令和3
年度中

多様な分野の専門知識を習得に必要な「コア・カリキュラム」を作成

現在、各大学等が特色を活かし、各分野の専門家を養成

野生動物
管理学

生態学

動物学

森林
保護学

狩猟学

単一の大学等による専門知識の取得のほかに、他の大学等で履修できる必要となる知識を習得する必要

令和4年度
以降

大学等の内規の整備、
文部科学省への学部等設置申請等

単位互換制度や共同教育課程等を検討し、それらの制度を活用し、野生動物管理の専門知識を取得

第三者の認証機関の設定、認証

専門家を育成

鳥獣対策に係る計画立案、被害や生息状況等の調査分析、現場での対策の実践への人材供給 被害軽減、保護管理

※単位互換制度: 学生が他の大学等で単位を修得した場合、一定の範囲内で自大学等の単位として認める制度。

※共同教育課程: 複数の大学等が共同で1つの教育課程を編成し、他の大学等の履修を自大学等の履修とみなす制度。

関係省庁と連携したその他の取組(被害防止対策関係)

自衛隊OBによる対策への協力や、演習場での捕獲活動等に関する防衛省との連携

1. 演習場での捕獲活動への協力

- ・北海道恵庭市において、演習林周辺でのシカの被害が懸案となっていたところ、本年度、道庁、恵庭市、自衛隊、農林水産省で協議を実施。
- ・今後、恵庭市が演習場内でのシカの捕獲に向けて調査を実施予定。

2. (公社)隊友会への協力依頼

- ・農林水産省及び環境省としても、(公社)隊友会の総会の場を借り、鳥獣被害対策への協力を要請。

※令和元年7月、富山県砺波市において、自衛隊のOB組織である隊友会が、地域の柵の設置に協力。

7. 5kmの進入防止柵を半日で設置。

猟銃の取扱い等に関する警察庁との連携

1. ライフル銃の所持許可の運用見直しの周知

- ・令和2年12月、ライフル銃の所持許可の特例の対象を拡大する等の見直しが行われたことを受け、農林水産省からも、各自治体に周知。

2. クマ対策等に係る連携

- ・本年度、新たに「クマ被害対策等に係る関係省庁連絡会議」を設置(環境省主催)。
- ・会議の結果を踏まえ、環境省、警察庁、農林水産省から、それぞれの関係機関に対策の徹底に向けた通知を发出。

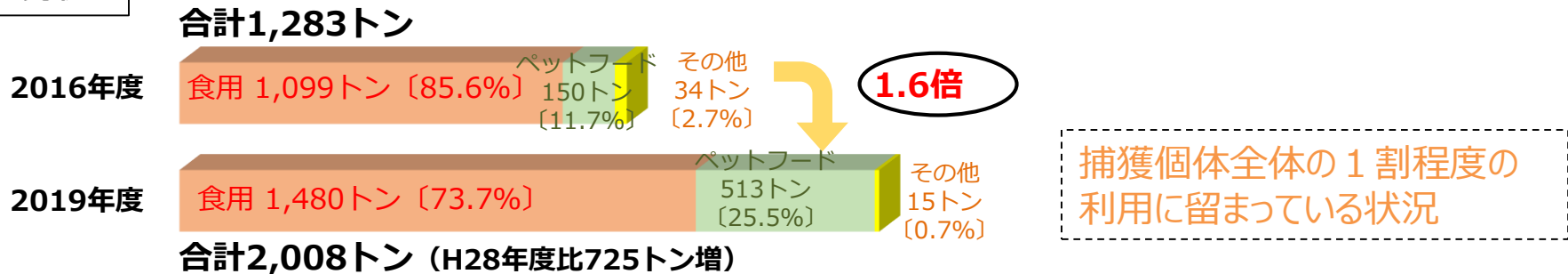
アマチュア無線の利用に関する総務省との連携

- ・本年度、総務省が捕獲活動等の社会貢献活動等でアマチュア無線が使用可能となるよう制度改正を実施。その適正な利用について、総務省、環境省とともに連携して周知予定。

ジビエ利活用の推進について

- 外食産業での利用拡大やペットフード等の新規用途の拡大により、ジビエ利用量が**2016年度から1.6倍の2,008tまで増加**。2019年度から**2025年度までに倍増（4,000t）**させる目標を設定。

現状



2019年度から**2025年度までに倍増（4,000t）**させる目標を設定

目標の達成に向けて

- **捕獲個体の施設への搬入促進、ジビエフル活用**
(ジビエカー等による広域集荷体制の整備、未利用部位の活用など)
- **需要喚起のためのプロモーション、需要開拓**
(全国ジビエフェアの開催、専用ポータルサイトによる幅広い需要開拓、ペットフードへの活用促進など)
- **安全・安心なジビエの供給体制**
(国産ジビエ認証制度の更なる普及など)



ジビエカーを駆使して広域集荷体制を整備、良質なジビエを生産

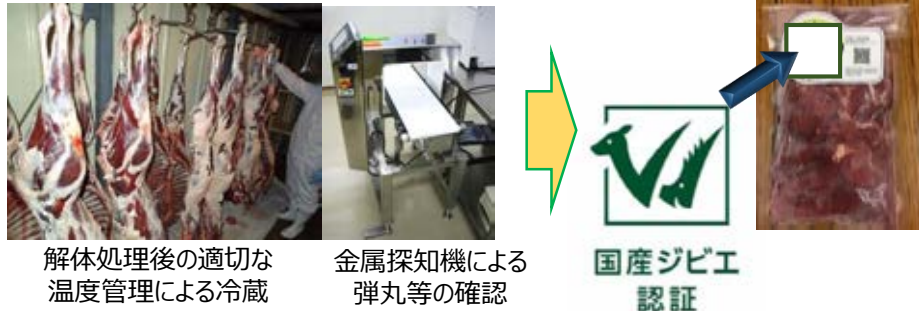


ジビエのポータルサイト「ジビエト」

ジビエの流通拡大のための厚生労働省との連携

【ジビエ利用における衛生管理の高度化】 (国産ジビエ認証制度の取組)

- ✓ 平成30年5月、「**国産ジビエ認証制度**」として、トレーサビリティの確保やカットチャートに基づく解体のほか、厚生労働省の「**野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針**」の遵守等に取り組む**処理施設の認証**を開始。
⇒ 令和3年2月末までに**19施設を認証**。

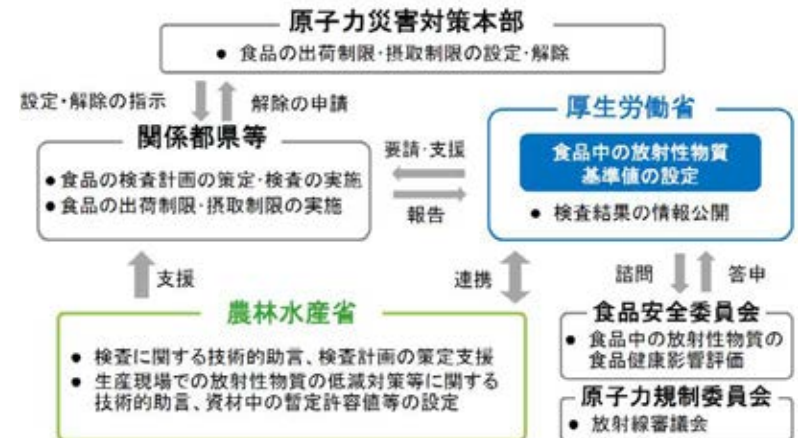


- ✓ 食品衛生法の改正（令和2年6月施行）によるHACCPの義務化を受けて、10月、**国産ジビエ認証制度**においても**HACCPの項目を追加**し、内容をアップデート。

【野生鳥獣肉の出荷制限等の解除】 (放射性物質影響地域における対応)

- ✓ 原子力災害対策特別措置法に基づき、現在10県において、野生鳥獣肉の出荷制限等が指示。農林水産省として、**関係県等が行う出荷制限の解除申請**に対して**厚生労働省と連携して支援**。
- ✓ 原則県単位であった**出荷制限の解除が、市町村単位でも可能となったこと**を受けて、令和2年12月に**厚生労働省の協力の下、解除条件の具体的な考え方を整理**。

○農林水産物の放射性物質対策の枠組み



【今後の更なる連携について】

- ✓ 国産ジビエ認証施設など**高度な衛生管理の施設を増やし、ジビエの流通拡大を図る**ことが重要。
- ✓ このため、処理加工施設の関係者向けの国産ジビエ認証制度等の研修会等において、**厚生労働省から食品衛生法やガイドラインなどの説明をいただくなどの御協力**を引き続きお願いしたい。

(参考1) 鳥獣被害対策に関わる省庁の取組について

- 野生鳥獣は農林水産業だけでなく、生活環境や生態系など、多方面に様々な影響を及ぼしている。また、野生鳥獣の種類も多様であり、生息数や生息地域、加害の程度等も様々であることから、効果的な被害対策を講じるために、対策に関わる制度・予算を所管する複数の省庁が連携して対応。

【農林水産省】

- 農林水産物への被害防止に向けた、市町村が中心となった地域ぐるみで行う柵の設置や追払い活動、捕獲活動に対して支援。
- 捕獲した鳥獣を食肉などに有効利用する取組(処理加工施設の整備など)についても支援。

【環境省】

- 鳥獣保護管理法に基づき、野生動物の保護・管理や狩猟の適正化を推進し、鳥獣を捕獲等する事業者の認定制度等を実施。
- 都道府県が行う捕獲事業等に対して支援。



関係省庁が連携して鳥獣被害対策を実施



【警察庁】

銃刀法に基づく銃所持許可手続きについて、利便性向上の取組を実施

【文化庁】

天然記念物の動物による食害対策を実施

【総務省】

狩猟税、地方交付税措置、狩猟で使用する無線機の適正利用の推進

【厚生労働省】

食品衛生法に基づく野生鳥獣肉の衛生規制を所管

【経済産業省】

追い払いに使用する火薬類や電気柵等の安全確保の指導、皮革の利活用支援

【防衛省】

侵入防止柵の設置などに係る自衛隊の協力

(参考2)

鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進

【令和3年度予算概算決定額 11,005 (10,010) 百万円】
(このほか鳥獣被害対策推進枠 1,045百万円)
(令和2年度3次補正予算額(所要額) 3,920百万円)

<対策のポイント>

野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、捕獲活動の抜本的強化の取組や、ジビエ利活用に向けた取組等を支援します。また、シカ被害の甚大化を防止するための林業関係者による捕獲効率向上対策や新技術の開発・実証、国土保全のための捕獲事業等を実施します。

<事業目標>

- 農作物被害を及ぼすシカ、イノシシ、サルの対策強化(生息頭数等を平成23年度から半減(シカ、イノシシで約200万頭)[令和5年度まで])
- 野生鳥獣のジビエ利用量の拡大(令和元年度から倍増(4,000t)[令和7年度まで])

<事業の内容>

<事業イメージ>

【総合的な鳥獣対策・ジビエ利活用への支援】



侵入防止柵の設置や捕獲機材の導入



刈り払い等による生息環境管理



捕獲活動経費の直接支援



処理加工施設等の整備

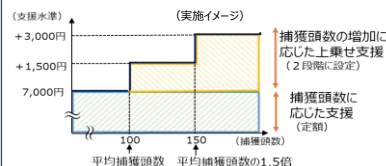


処理加工施設等での人材育成

【捕獲活動の抜本的強化】

① 捕獲頭数の増加に応じた活動経費の支援

・シカ・イノシシの平均捕獲頭数以上の捕獲に対して、最大3,000円を上乗せ支援



・成果をあげた協議会を表彰し、活動経費を支援

② 捕獲サポート体制の構築支援

地域の農業者や農業関連団体、若者等で捕獲サポート体制を構築



【ジビエ利活用に向けた取組】

① 利用可能な個体のフル活用体制構築

簡易な一次処理施設や残渣処理施設等の整備による処理体制の構築

② 放射性物質影響地域における支援

出荷制限解除に向けた検査費用の支援

③ 捕獲から販売まで一体となった活動への支援

捕獲者・処理加工施設・実需者等によるコンソーシアム方式の導入



【鳥獣被害対策推進枠】

- ・多面的機能支払交付金のうち多面的機能の増進を図る活動等の一部(鳥獣緩衝帯の整備・保安全管理等)
- ・中山間地域等直接支払交付金のうち生産性向上加算及び集落機能強化加算等(捕獲対策・ジビエ利用拡大等)

等

1. 鳥獣被害防止総合対策交付金

市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取組等を総合的に支援します。

① 侵入防止柵、焼却施設、捕獲高度化施設等の整備※(1/2以内、直営施工の場合は定額支援)

② 捕獲活動の抜本的強化・地域ぐるみの被害防止活動

ア 捕獲活動経費の直接支援(獣種等に応じた上限単価以内での定額支援・捕獲頭数の増加に応じた上乗せ支援)

イ 捕獲サポート体制の構築、ICTを活用したスマート捕獲等の取組を支援(限度額内で定額支援)

ウ 都道府県が行う広域捕獲活動、新技術実証活動等を支援[2,300万円以内を定額支援]

③ ジビエ利活用に向けた取組

ア 利用可能な個体のフル活用体制構築に向けた、処理加工施設やジビエカー、

簡易な一次処理施設等の整備※[1/2以内]

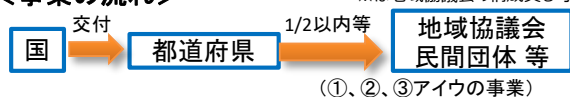
イ 放射性物質による出荷制限解除に向けた検査費用の支援[限度額内で定額支援]

ウ 捕獲者・処理加工施設・実需者等によるコンソーシアム方式の導入

エ ジビエの全国的な需要拡大のため、プロモーション等への取組を支援[定額支援]

<事業の流れ>

※は地域協議会の構成員も可



【お問い合わせ先】

農村振興局鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室 (03-3591-4958)

最新のニホンジカ、イノシシの個体数推定及び 分布調査の結果等について

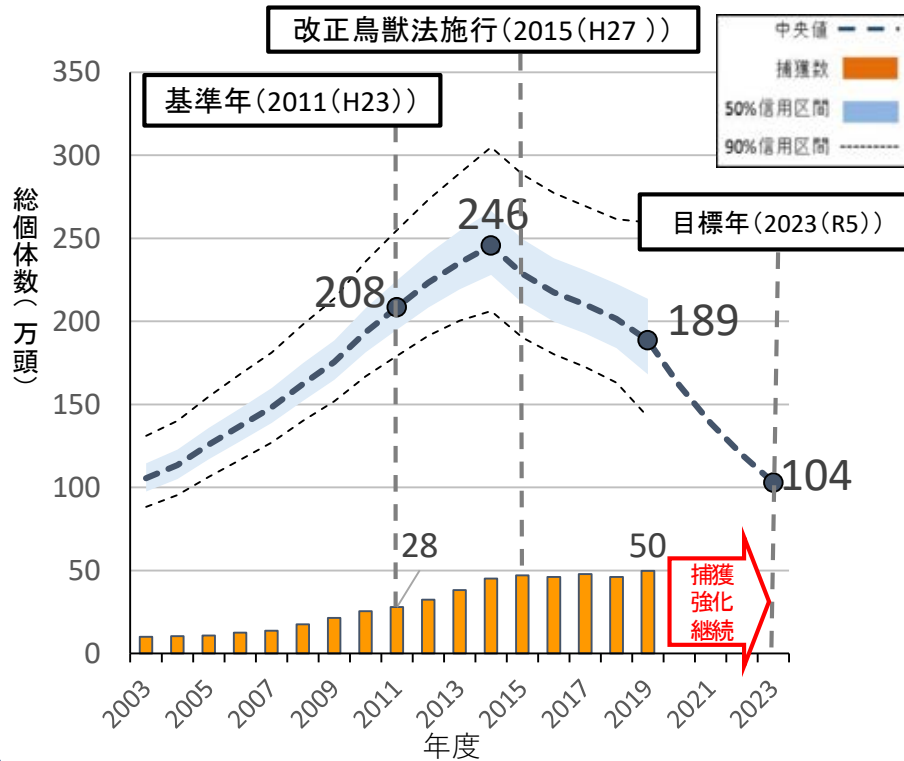
令和3年3月15日

環境省

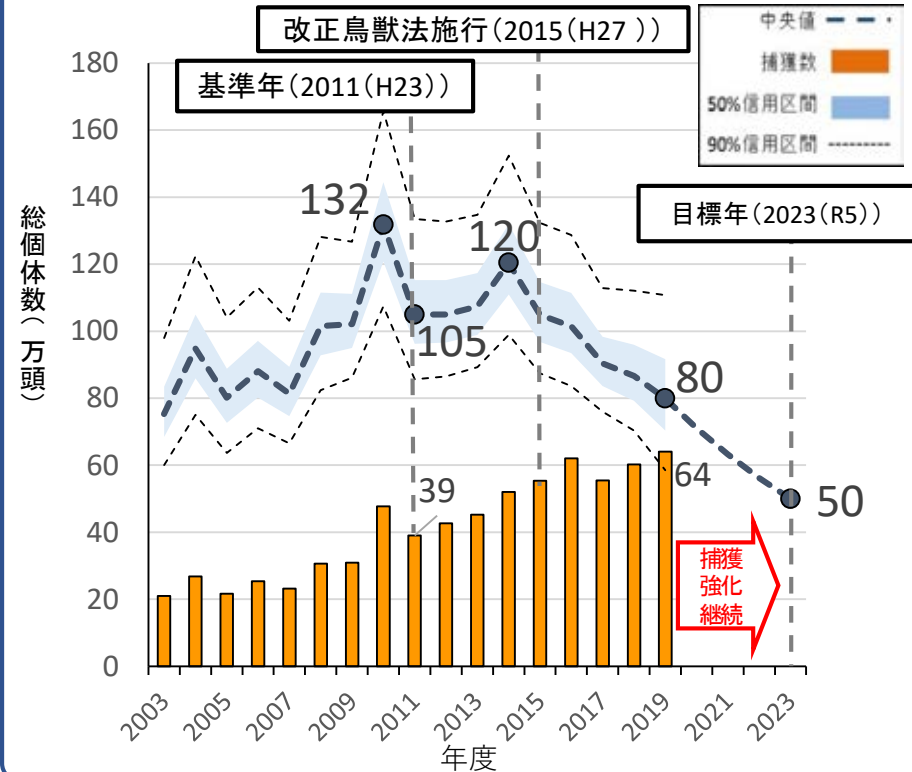
ニホンジカとイノシシの個体数推定結果について

- 捕獲数等の全国的に入手可能なデータを元に2019年度（令和元年度）時点の個体数を推定。
- ニホンジカ（本州以南※1）が約189万頭、イノシシが約80万頭と算出。
- 2014年度（平成26年度）をピークに、個体数は減少傾向にあるが、半減目標※2の達成のためには、引き続き、捕獲強化が必要。

ニホンジカ（本州以南）の推定個体数の推移



イノシシの推定個体数の推移



※1 北海道では、独自の推定方式で計算していることから合算していない。なお、北海道では、2019年度（令和元年度）の生息数は約67万頭と推定。

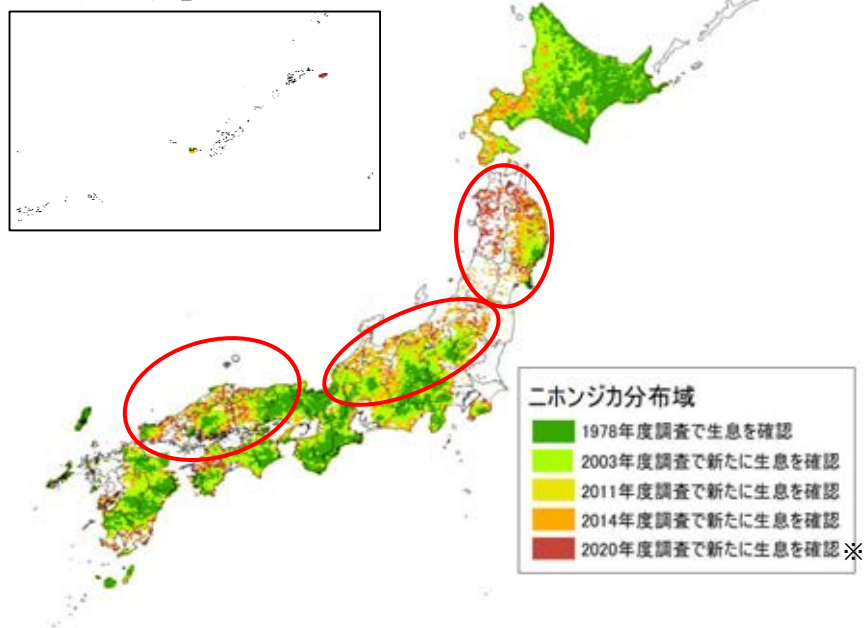
※2 2013年度（平成25年度）に農林水産省と環境省が公表。ニホンジカとイノシシの個体数を2023年度（令和5年度）までに2011年度（平成23年度）比で半減することを目標としている。

※3 新たな捕獲実績等のデータを追加してこれまでの個体数を推定するため、過去に遡って推定値が見直される。このため、今後の推定個体数も変化する可能性がある。

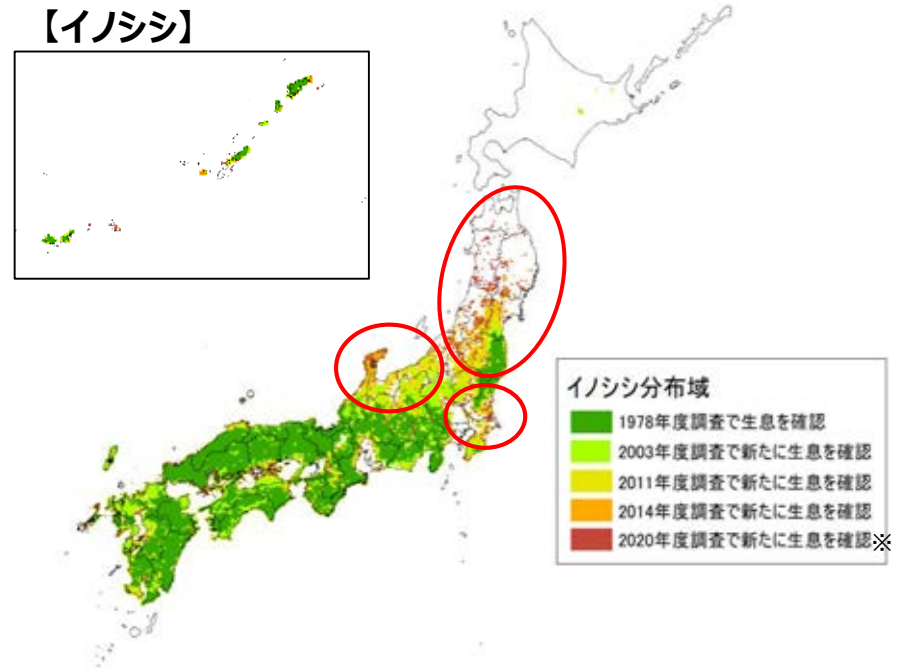
ニホンジカとイノシシの分布について

- ニホンジカは、**2014年度（平成26年度）**の調査以降、東北、北陸、中国地方で新たに生息が確認されたエリアが多く存在し、分布が拡大。
- イノシシは、**2014年度（平成26年度）**の調査以降、東北、関東、北陸地方で新たに生息が確認されたエリアが多く存在し、分布が拡大。
- 分布拡大地域においては、分布状況や越冬地の調査、効果的な捕獲技術の導入等を環境省交付金により支援。

【ニホンジカ】



【イノシシ】



※「令和2年度ニホンジカ及びイノシシの個体数推定及び生息状況等調査業務」（環境省）により作成

2020年度（令和2年度）調査は2018年度（平成30年度）までの捕獲データから全国の分布状況を2021年（令和3年）3月にとりまとめたもの。

【指定管理鳥獣捕獲等事業交付金による分布拡大地域への支援の例】

- ・ センサーカメラを用いた分布や越冬地把握のための調査への支援（秋田県）
- ・ ドローン等の新たな技術を用いた効果的な捕獲技術の導入支援（青森県、富山県）
- ・ 捕獲従事者の育成のための研修への支援（青森県）

さらなる捕獲強化に向けた取組について

- 指定管理鳥獣捕獲等事業交付金について、新たに捕獲強化のための狩猟経費への支援メニューを追加（25億円（令和2年度補正予算含む。））
- 「熟練狩猟者による狩猟者育成制度の構築」や「最新のデジタル技術等を活用した鳥獣管理の省力化を支援」するための予算を新たに計上
- 捕獲効果の検証や効果的な捕獲を支援するため、二ホンジカの生息密度調査を実施

■ 都道府県による捕獲等への支援

- ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業交付金により、都道府県による捕獲、調査、ICT等の効果的捕獲技術の導入、捕獲従事者の育成等を支援。
- ・ 各都道府県が行った効果的な捕獲技術の導入の取組成果を事例集としてとりまとめ共有するなど、事業の効率化を促進。
- ・ 狩猟期間における捕獲強化のため、従来のジビエ利用拡大のための支援（9,000円/頭）に加え、次年度より、新たに捕獲強化のための狩猟経費への支援メニューを追加（8,000円/頭を予定）。
- ・ 複数の都道府県で構成する協議会が行う捕獲や調査等の広域的な取組についても引き続き支援。
- ・ CSF拡散防止のためのイノシシの捕獲強化についても引き続き支援。
- ・ 夜間銃猟については、講習会等の実施を通じて実施可能な事業者の育成を図り、安全性を確保した上で、必要な地域での実施を推進（今年度は和歌山県に加え、新たに北海道で実施）。

■ 次世代の鳥獣管理の担い手の育成

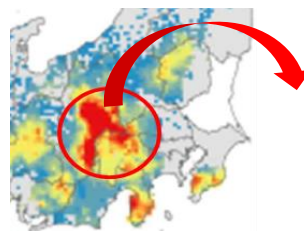
- ・ 熟練狩猟者による狩猟者育成制度（狩猟インストラクター）の構築を目指し、プログラムの開発、試行等を実施。
- ・ 最新のデジタル技術や忌避技術を活用し、被害防除や生息環境管理等の鳥獣管理の省力化のための技術開発や担い手となる事業者の育成を支援。

＜忌避技術の例＞
テキサスゲート設置による
人と鳥獣の棲み分けの推進



■ 全国の二ホンジカ生息密度の把握

- ・ 二ホンジカの生息密度調査を全国で実施し、都道府県における捕獲結果の評価や計画策定を支援。
- ・ 2020年（令和2年）10月より関東ブロックを調査中。今後2年間で全国を調査予定。



高密度地域や被害が大きい地域等で捕獲強化し、各種被害を効果的に防止

※一般的にシカの適正密度は
3～5頭/km²とされる

地域経済循環創造事業交付金（ローカル10,000プロジェクト）の活用

○産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型企業の立ち上げを支援

⇒ 地域金融機関から融資を受けて事業化に取り組む民間事業者の初期投資費用について、都道府県又は市町村が助成を行う場合に、国がその助成の一部又は全部を支援
【令和3年度当初予算案 7.0億円の内数】

事業スキーム

支援対象

民間事業者等の初期投資費用

- ・地域資源を活かした持続可能な事業
- ・行政による地域課題への対応の代替となる事業
- ・高い新規性・モデル性がある事業

対象経費は、
・施設整備費
・機械装置費
・備品費

- ・原則 1/2
- ・条件不利地域かつ財政力の弱い市町村の事業は 2/3, 3/4
- ・新規性・モデル性の極めて高い事業は10/10

公費による交付額

国 費

地方 費

地域金融機関による融資等

- ・公費による交付額以上
- ・無担保(交付金事業による取得財産の担保権設定は除く。)・無保証

自己
資金等

本交付金を活用して、以下のような鳥獣被害対策の事業展開を支援

例) 日高エゾシカ総合センター事業(北海道新冠町)

- 事業者:株式会社北海道食美樂(びらく)
- 平成25年度採択
- 交付決定額:4,000万円
- 概要:従前、廃棄物として処理していたシカ駆除で発生する残滓について、ペットフードに加工する施設を整備

文部科学省における 鳥獣被害防止対策の取組 (天然記念物の食害対策について)

令和3年3月15日
文部科学省

1. 天然記念物とは

天然記念物：動植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いもののうち重要なもの（文化財保護法第2条、第109条）

特別天然記念物：天然記念物のうち特に重要なもの（法第109条）

※文化庁では、天然記念物の動物に係る調査、再生（増殖）、食害対策の補助事業を実施。

2. 天然記念物食害対策（文化庁補助事業）

事業名	事業内容	事業主体	補助率	3年度予算 （2年度予算）
天然記念物食害対策	天然記念物に指定された動物による農作物・造林木等に対する食害等の防止対策のために行う事業を支援 （ ・ 防護柵設置 ・ 忌避剤塗布 ・ 餌場借上 ・ 効果測定等調査 ・ その他 ）	地方公共団体	2／3	200百万円 （200百万円）



自治体の要望等に基づき食害対策を実施している動物（元年度）

⇒ カモシカ（28都府県12市町村）、サル（6市町村）、ツル（1市）、奈良のシカ（1県）、ノグチゲラ（1村）、オガサワラオオコウモリ（1村）

3. 食害を出す天然記念物の捕獲

捕獲：特定鳥獣管理計画（都道府県作成）を踏まえて文化庁長官が許可

- ・カモシカ 累計許可数 41,301頭（S50～R2）
- ・下北半島のサル ... 累計許可数 7,507頭（H17～R1）
- ・箕面山のサル※ 累計許可数 386頭（S63～H20）
（※大阪府で箕面市のみに生息すること等から市の計画で許可）

○ 上記捕獲許可の権限を都道府県に移譲するための政令改正を準備中。

○ 関係省庁と連携し、計画的な捕獲・防除等に努めるとともに、調査・防除・捕獲を組み合わせ対応していく。



カモシカ



カモシカ用防護柵



下北半島のサル



サル用電気柵

参考. 天然記念物関連予算

(単位:百万円)

	3 年度予算	2 年度予算	内 容
天然記念物 食害対策	<u>2 0 0</u>	<u>2 0 0</u>	防護柵設置、忌避剤塗布、 効果測定等調査などの事業 (地方公共団体: <u>補助率 2 / 3</u>)
天然記念物 再生	1 0 0	1 0 0	保護施設設置、環境復元事業、 増殖などの事業 (所有者、地方公共団体: 補助率 1 / 2)
天然記念物 緊急調査	2 7	2 7	減少、衰滅のおそれのある 動植物等の分布調査などの事業 (地方公共団体: 補助率 1 / 2)
計	<u>3 2 7</u>	<u>3 2 7</u>	

天然記念物食害対策

令和3年度予算額(案) 200百万円
(前年度予算額 200百万円)

＜事業内容＞ 天然記念物に指定された動物には、衰退しているものがある一方、本来の生息域の減少や地域的な個体数の増加傾向により、農林業被害をもたらしている種類がある。そうした被害について、動物の行動、生息環境等の把握による効果的な方策を検討するとともに、その食害を防ぐための対策を行う

天然記念物に指定された動物

本来の生息域の減少や
地域的な個体数の増加

食害

農林業被害等

天然記念物食害対策

動物の行動、生息環境等の把握による効果的な方策の検討、食害を防ぐための対策

天然記念物に係る補助事業の流れ



下北半島のサルによる被害状況



食害対策(電気柵の措置)

厚生労働省における野生鳥獣肉（ジビエ）の安全性確保のための主な取組

野生鳥獣肉の処理等における衛生確保のための取組

○「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」の策定（平成26年11月）

野生鳥獣（シカ、イノシシ等）の捕獲から処理、食肉としての販売、消費に至るまで、野生鳥獣肉（ジビエ）の安全性確保を推進するため、狩猟者やジビエを取り扱う食肉処理業者等の関係者が共通して守るべき衛生措置を盛り込んだもの。

○食肉処理業者等によるHACCPに沿った衛生管理の制度化

平成30年6月の食品衛生法の改正により、ジビエの処理業者を含めた食品事業者は、衛生管理の国際基準であるHACCP（ハサップ）に沿った衛生管理を実施しなければならない^注こととなった（令和3年6月に完全施行）。

（注）小規模のジビエ処理業者については、弾力的な運用として、業界団体が作成した「小規模のジビエ処理施設向けHACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書」を参考にして衛生管理を行うことが可能。

※ ガイドラインの内容及びHACCPは、農林水産省による国産ジビエ認証制度にも反映されるなど、厚生労働省は食品衛生の観点で協力。

○消費者に対し、十分に加熱して喫食するよう注意喚起（厚生労働省HPやリーフレット等の作成・配布）

野生鳥獣肉の放射性物質に関する取組

○食品中の放射性物質の基準値を設定（食品衛生法に基づく。野生鳥獣肉は一般食品の100ベクレル／kgを適用。）

○検査対象自治体を実施する検査結果の公表

原子力災害対策本部策定の指針「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき、検査対象自治体（17都県）に対し、検査計画の策定及び検査の実施を通知し、検査結果を取りまとめて公表

○出荷制限解除における農林水産省等との連携

原子力災害特別措置法に基づき10県に指示されている野生鳥獣肉の出荷制限等について、関係自治体が行う出荷制限解除申請の支援、市町村単位の解除に係る解除条件の考え方の整理において農林水産省に協力

1. 産業保安に係る取組

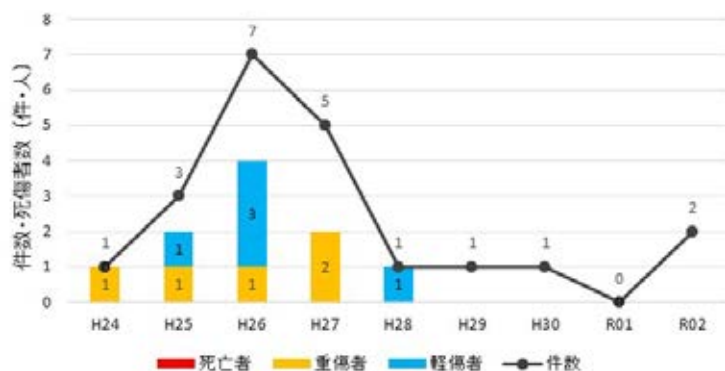
(1) 鳥獣被害対策に活用される製品利用時の安全周知

- 鳥獣の追い払いや侵入防止に活用される動物駆逐用煙火や電気さくの事故防止のため注意喚起用のポスター等を作成、関係者への周知を実施。
- 動物駆逐用煙火については平成29年以降、電気さくについては平成28年以降、事故による罹災者は発生していない。

(2) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施の円滑化

- 令和元年6月、火薬類取締法を改正（警察庁、経済産業省、環境省）し、実包等の無許可譲受の対象範囲を指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者にも拡大。

図1：追い払いに伴う動物駆逐用煙火の事故の推移



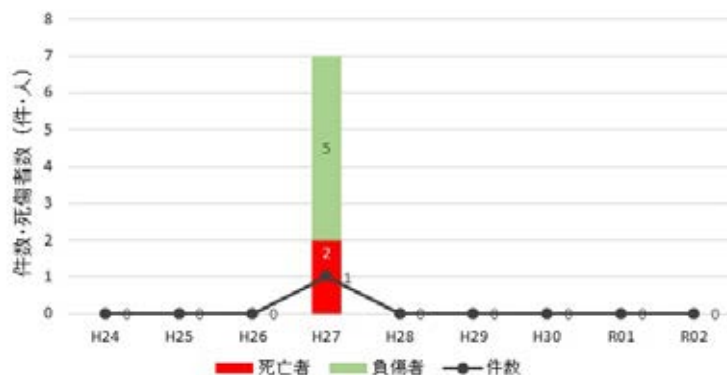
注1) 動物駆逐目的に使用したものに限り。

注2) 事故件数には、火災等を含む。

■注意喚起のポスター（上：煙火、下：電気さく）



図2：電気さくの事故の推移



2. 皮革関連産業への支援（獣皮の有効利用）

（1）皮革産業振興対策事業費補助金

【令和3年度予算案額：3.0億円の内数】

●事業の内容

中小・小規模事業者が多い我が国皮革関連産業について、需要開拓、ブランド化・高付加価値化への対応、人材育成等の事業に対して支援を行い、我が国皮革関連産業の国際競争力を強化する。

具体的には、皮革関連産業の団体または事業者で構成されるグループ（4社以上）が実施する、皮革製品の試作品の製作や国内外の展示会への出展などの取組を支援。獣皮の有効利用に向けても、本補助金により支援可能。

＜展示会の模様、試作品＞



（2）獣皮の有効利用に向けた調査

平成29年度に「野生害獣の駆除等により生じた皮革の利活用に関する実態調査等」を行い、獣皮利活用の状況と課題をとりまとめた。

- 一定量の原皮を継続的・安定的に調達
- 原皮の皮剥や保存方法、皮質の安定化
- 消費者ニーズの把握、産地の特徴や野生獣皮の特色を活かしたデザイン
- 販売先の確保、野生獣皮に対する消費者の理解、地産地消のブランドストーリー



防衛省・自衛隊による鳥獣被害対策への協力について

基本的な考え方

防衛省・自衛隊による鳥獣被害対策については、地方公共団体等からの協力依頼があった場合には、土木工事等の受託(自衛隊法第100条)による枠組みでの対応を基本とし、以下の考え方に基づき、個別に対応。

土木工事等の受託(自衛隊法第100条)

- (1) 事業区分(隊法第100条、施行令第121条第2項)
土木工事、通信工事、防疫事業、医療事業(へき地に限る)、輸送事業
- (2) 鳥獣被害対策の場合の事業例
侵入防護柵の設置のための造成工事、緩衝帯の整備
- (3) 受託の要件
 - ① 機械操縦など訓練の目的に適合する場合
 - ② 任務に支障を生じない範囲
 - ③ 民業を圧迫しないこと
 → 上記要件を満たし、防衛大臣等の承認を得たもの

(参考) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針

最終改正：平成29年10月30日付け農林水産省告示第1643号

二 3 (9) ④ 自衛隊への協力要請に関する事項

自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第百条の規定に基づき、自衛隊に対して侵入防止柵の設置又は緩衝帯の整備について協力を求める場合(例えば、侵入防止柵の設置に先立ち建設機械を用いる比較的大きな造成工事等が必要になる場合又は建設機械を用いて緩衝帯を整備する場合)には、自衛隊に協力を求める内容について記載する。

ただし、自衛隊への協力要請については、事前に、農林漁業者自らによる工事の施行、建設業者への委託等、他の手段による対応の可能性について検討を行い、必要に応じて、都道府県、国に対して、技術的な助言その他必要な援助を求めた上で、なお、過疎化、高齢化等により他の手段による被害防止対策の実施が困難と判断された場合において、自衛隊による対応の可否を確認した上で、これを行うものとする。

その他の最近の協力

○ 地方公共団体が実施する鳥獣被害対策への協力

- 北海道が実施する「エゾシカ駆除計画」への協力(22～26年度)
 - ※ 自衛隊ヘリによるエゾシカの捜索及び生息状況調査や、雪上車等により捕獲したエゾシカの輸送支援
- 高知県におけるニホンジカ被害対策に係る自衛隊の協力(26～28年度)
 - ※ 駆除の際の自衛隊ヘリによる生息偵察等の支援

○ 隊友会との連携

鳥獣の被害を防止するためには、捕獲の担い手である狩猟者の確保が重要な課題の1つであることから、自衛隊OBで構成される隊友会の会員に対し、狩猟の魅力や社会的役割について、農水省や環境省と連携して、広報・普及活動の協力を要請。

【具体的な広報・普及活動の取組】

- 平成28年以降、隊友会定時総会(毎年6月開催)において、以下の取組を実施
 - ・農林水産省及び環境省から全国の都道府県隊友会に対し、鳥獣被害対策の重要性を説明
 - ・隊友会員へパンフレットを配布
 - ・地方自治体から鳥獣被害防止活動への参加依頼があった場合における協力要請

○ 自衛隊演習場への立ち入り

地方公共団体等から駆除や罠の設置等のため、演習場等への立入要請があった場合、訓練に及ぼす影響等を考慮し、支障がないと判断できる場合には、駆除者の立入りや罠設置を許可。

地方公共団体への協力



隊友会への協力依頼



立ち入りへの協力（罠設置）



1 事業に対する被害を防止するためのライフル銃の所持許可申請への対応（令和2年12月より）

項 目	改 正 前	改 正 後
1 事業被害防止目的のためのライフル銃の所持許可の対象の拡大	① 鳥獣被害対策実施隊員の隊員 ② 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者	① 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事する者（鳥獣被害対策実施隊員＋ 特定従事者 ） ② 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者
2 申請先の変更	自治体等の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会	申請者の住所地を管轄する都道府県公安委員会
3 1丁のライフル銃を複数の立場（業務）で使用する	1丁のライフル銃を複数の立場（業務）で使用する ことができない。	1丁のライフル銃を複数の立場（業務）で使用する ことが可能 （許可の条件を付加することで対応可能）
4 「ライフル銃による捕獲を必要とする意見書」の見直し	市町村長又は都道府県知事からの「 <u>ライフル銃による捕獲を必要とする意見書</u> 」の提出	市町村長又は認定鳥獣捕獲等事業者からの「 推薦書 」の提出（注） ※ 「ライフル銃による捕獲を必要とする意見書」は 廃止
5 「出勤命令簿兼持ち出し承認簿」の廃止	「出勤命令簿兼持ち出し承認簿」及び「ライフル銃管理票」の作成	「 ライフル銃管理票 」のみ作成 ※ 「 出勤命令簿兼持ち出し承認簿 」は 廃止

（注）市町村又は認定鳥獣捕獲等事業者は、鳥獣による農業等の事業の被害を防止するため、ライフル銃による獣類の捕獲をする人材を中・長期的な視点を持って育成・確保するとともに、適当な人物の推薦を確保する観点から、現に当該**市町村又は認定鳥獣捕獲等事業者の監督の下で、猟銃を使用して鳥獣の捕獲等に従事している者と話し合い、又は自らの判断で、適任者を推薦**

2 技能講習に係る特例（鳥獣被害防止特措法附則第3条）

項 目	H27	H28	H29	H30	R1
技能講習の免除者	19,373	19,116	18,760	19,728	18,959
（実施隊員）	6,099	7,180	7,462	8,487	8,865
（特定従事者）	13,274	11,936	11,298	11,241	10,094

3 猟銃等の人身事故発生状況

項 目	H27	H28	H29	H30	R1
人身事故の発生件数	8	17	18	8	16
（暴 発）	4	9	9	2	11
（矢先の安全不確認）	2	5	6	3	3
（誤 認 発 射）	2	1	1	2	1
（そ の 他）	0	2	2	1	1